

加納高等学校特別教室用机・椅子（県産材使用）の調達に関する一般競争入札公告

加納高等学校特別教室用机・椅子（県産材使用）の調達について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。)第127条の規定により公告します。

令和6年7月16日

岐阜県立加納高等学校長 高橋 宗彦

本調達は、資料提出及び入札を電子手続き（ICカードが必要です。）で行う案件です。なお、本サービスを利用できない者は、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができます。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

特別教室用机・椅子

台形机42台、椅子125脚、長机15台

(2) 購入物品の仕様等

ぎふ証明材等を使用した木製家具

詳細は入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和7年1月15日（水）

(4) 納品場所

岐阜県岐阜市加納南陽町3-17

岐阜県立加納高等学校 北舎4階視聴覚室、南舎3階物理講義室

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。

(3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

(4) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 岐阜県内に本店がある事業者又は、岐阜県内に支店、事業所等がある事業者であること。

(6) 本公告に示した物品および数量を確実に納入し得ること。

(7) 岐阜証明材推進制度による証明材推進事業者の登録を受けていること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8276 岐阜県岐阜市加納南陽町3-17

岐阜県立加納高等学校 事務室

電話 058-271-0431

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和6年7月16日（火）から令和6年7月22日（月）までの毎日（県の機関の休日を除く。）

午前6時から午後11時まで（岐阜県電子調達システムの運用時間に限る）

イ 交付場所 岐阜県電子調達システム（入札情報公開システム）に掲載する。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を3の（1）まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和6年7月23日（火）午後4時（必着）

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和6年7月25日（木）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年8月2日（金）午前11時

（入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）又は電子手続で行う場合は、令和6年8月1日（木）午後4時までに3の(1)に必着のこと。）

イ 場 所 岐阜市加納南陽町3-17

岐阜県立加納高等学校 北舎1階 事務室

(5) 開札の日時及び場所

3の(4)に同じ。

(6) 契約条項を示す場所

3の（1）に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書及び内訳書に記載された金額（以下「入札書等記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定められた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格で、最低の入札書等記載金額をもって入札した者とする。最低の金額をもって入札したものが2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。再度の入札は、原則として一回とする。ただし、入札者の中に郵便等又は電子手続きによる入札を行った者が

ある場合は、この限りではない。再度の入札を行った結果、落札者がいないときは、原則として再度公告し、入札を行う。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において、虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として一週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの確認を行う。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。

(3) 3の(1)の承諾を得た場合に限り郵便等による入札を認める。なお、郵送等より入札書を提出する場合は、入札案件と入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて郵送等すること。また、郵送によるときは、一般書留又は簡易書留によること。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しない。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。